

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）	1
二	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）	5
三	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	6
四	林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）	8

一 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
 - 第二章 役員及び職員（第八条―第十一条）
 - 第二章の二 運営委員会（第十一条の二―第十一条の四）
 - 第三章 業務等（第十二条―第十九条）
 - 第四章 雑則（第二十条―第二十五条）
 - 第五章 罰則（第二十六条―第二十八条）
- 附則

（信用基金の目的）

第三条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

2 信用基金は、前項に規定するもののほか、農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）に基づき、農業共済団体等が行う共済事業等に係る共済金等の支払等に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

（資本金）

第五条 信用基金の資本金は、附則第三条第六項、第八項、第十項及び第十三項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により信用基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、信用基金に出資することができる。

4 都道府県は、信用基金に出資しようとする場合は、総務大臣と協議の上、第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に必要な資金に充てらるべきものとして示して出資しなければならない。ただし、当該林業信用保証業務に係る出資が総務大臣の定める基準に該当する場合は、協議を要しない。

5 農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八条、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第四条及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条の規定にかかわらず、信用基金に出資することができる。

6 政府並びに政府及び都道府県以外の者は、第二項の認可があつた場合において、信用基金に出資しようとするときは、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 信用基金は、通則法第四十六条の二第二項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 信用基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡し等)

第七条 政府以外の出資者は、理事長の定めるところにより、その持分を譲り渡すことができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもって信用基金その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを信用基金その他の第三者に対抗することができない。

(運営委員)

第十一条の四 運営委員は、次に掲げる者（法人にあつては、その役員又は職員）のうちから、主務大臣が任命する。

一 政府以外の出資者（第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあつては、当該出資者が直接又は間接の構成員となつてゐる法人を含む。）

二 当該運営委員会に係る第十一条の二第一項に規定する業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者

2 運営委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第十条の二及び第十一条並びに通則法第二十一条第四項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「主務大臣は、」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

- 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条の規定による債務の保証を行うこと。
- 六 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 七 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 八 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 九 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業保険法第二百十四条の規定により行う業務（以下「農業保険関係業務」という。）及び漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業保険法及び漁業災害補償法で定める。

第十三条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者である林業者等（第一号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。）が融資機関から借り入れること（当該政令で定める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

- 一 出資者である林業者等（その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの
- 二 出資者である森林組合等がその直接の構成員となつてゐる林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金
- 三 出資者である森林組合等がその直接又は間接の構成員となつてゐる林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金
- 2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 林業を営む者（会社にあつては、資本金の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）
 - 二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - 三 前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人で政令で定めるもの
- 3 第一項の「森林組合等」とは、前項第二号に掲げる者をいう。
- 4 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 農林中央金庫
 - 二 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

- 三 森林組合法第百一条第一項第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの
- 五 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会
- 六 株式会社商工組合中央金庫
- 七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（業務の委託）

第十四条 （略）

- 2 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。）又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。）に委託することができる。

3 （略）

（区分経理）

第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「農業信用保険業務」という。）
- 二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「林業信用保証業務」という。）
- 三 第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保険業務」という。）

（長期借入金）

第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

（報告及び検査）

第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（主務大臣等）

第二十四条 この法律及び信用基金に係る通則法における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣（農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣）とする。

2 第二十条第一項及び信用基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が農林水産大臣及び財務大臣である場合においては、農林水産大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 信用基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 （略）
- 二 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

（信用基金の業務の特例）

第二条 信用基金は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法で定める。

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等）

第六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第五項の認定に係る森林経営計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。
- 二 第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）又は第四条第一項若しくは第二項の認定を受けた者（関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。）が当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

- 三 信用基金に出資している次に掲げる者（その者がロに掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐるハに掲げる者を含む。）で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。
- イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業を営む者又は市場開設者（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの
- ロ 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合
- ハ 木材卸売業者等
- 四 前三号の業務に附帯する業務
- 2 信用基金は、前項第一号の業務については、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。
- 一 信用基金は、公庫に対し、前項第一号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
- 二 公庫は、信用基金が推薦した第三条第一項の認定を受けた者に対し、前項第一号に規定する長期かつ無利子の資金の貸付けを行うこと。
- 三 第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項
- 四 その他農林水産省令で定める事項

第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条第二項	第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに	第十二条第一項第五号及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第六条第一項第三号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）並びにこれらに
第十五条第二号	第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに	第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務並びにこれらに
第十七条	第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務	第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務
第二十条第一項	又は中小漁業融資保証法	、中小漁業融資保証法又は暫定措置法
第二十八条第二号	第十二条	第十二条及び暫定措置法第六条

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3（略）

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4（略）

四 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）

（独立行政法人農林漁業信用基金による債務の保証）

第十七条 独立行政法人農林漁業信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金に出資している次に掲げる者（その者が第二号に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつて第一号に掲げる者を含む。）が、この法律の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができる。

- 一 木材卸売業又は木材市場業を営む者で政令で定めるもの
- 二 前号に掲げる者が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合